

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2020

奈良県信用保証協会レポート

ごあいさつ



奈良県信用保証協会
会長 松谷幸和

平素は、奈良県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会における平成31年度の事業活動および今年度の経営計画等についてご報告するディスクロージャー誌「奈良県信用保証協会レポート2020」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、信用保証制度や当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

県内の経済情勢につきましては、平成31年度の県内企業の倒産状況（東京商工リサーチの調べによる負債額1,000万円以上の倒産）は、件数99件で対前年比102.1%、負債総額は118億円で対前年比50.4%と全国的に対前年度を上回る傾向にある中、件数は微増であるものの金額は大幅に縮小となっていました。

しかしながら、新型コロナウイルスによる生産活動や県内観光客、個人消費への影響は甚大であり、今後についても厳しい状況が予想されています。

ウィズコロナ・アフターコロナの業況にある中、当協会に於いては「新型コロナウイルス感染症関連資金保証」をはじめとした国や地方公共団体の施策に基づく各種政策保証を軸とした金融支援や、金融機関および関係機関と連携し、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業・小規模事業者の皆様の経営基盤の強化に寄与いたします。

今後も関係機関の皆様のご協力のもと、「企業とともに未来を拓く」をキャッチフレーズに役職員一丸となって地域経済の発展に取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2020

Contents

■ 奈良県信用保証協会の概要	2
■ コンプライアンス態勢	4
■ 個人情報保護	6
■ 信用補完制度のしくみ	8
■ 中期事業計画	10
■ 年度経営計画	12
■ 当協会の主な取組み	16
■ 信用保証の動向	24
■ 2020年度決算	28
■ 信用保証業務の概要	32
■ 役員名簿	38
■ 組織機構図	39
■ 担当地域と事務所のご案内	40

奈良県信用保証協会の概要

プロフィール

令和2年3月31日現在

法人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
基本財産	199億円
保証債残高	21,160件 2,125億円
保証利用企業者数	11,495企業
常勤役員	5名
職員	72名
事務所	本店 奈良市法蓮町163番地の2 高田支店 大和高田市幸町2番33号(奈良県産業会館内)

あゆみ

昭和24年12月3日	「財団法人奈良県信用保証協会」設立認可 事務所 奈良市橋本町16番地(南都銀行内)
昭和27年7月5日	事務所移転 奈良市東向中町8番地(県森林組合連合会内)
昭和28年11月1日	事務所移転 奈良市東向中町6番地(大和経済倶楽部内)
昭和29年7月15日	信用保証協会法に基づく法人組織変更認可 名称「奈良県信用保証協会」
昭和47年11月25日	新事務所落成 新事務所:奈良市法蓮町163番地の2
12月4日	新事務所業務開始
平成6年7月1日	高田支店開設 事務所:大和高田市幸町2番地33号(奈良県産業会館内)



本店



高田支店(奈良県産業会館内)

基本理念

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本方針

経営の発展に努める中小企業者の現状を把握し、そのニーズに的確・迅速に対応するとともに、当協会の経営基盤の充実を図り、革新性や創造性を発揮できる人材の育成に努め、信用補完機関としての機能を十分に果たします。

- ① 適正保証の推進
- ② 期中管理への柔軟な対応
- ③ 実状に則した求償権回収
- ④ 業務改善と効率化の推進

シンボルマーク

平成26年度創立65周年の記念事業の一環として、当協会職員がシンボルマーク・キャッチフレーズを考案しました。



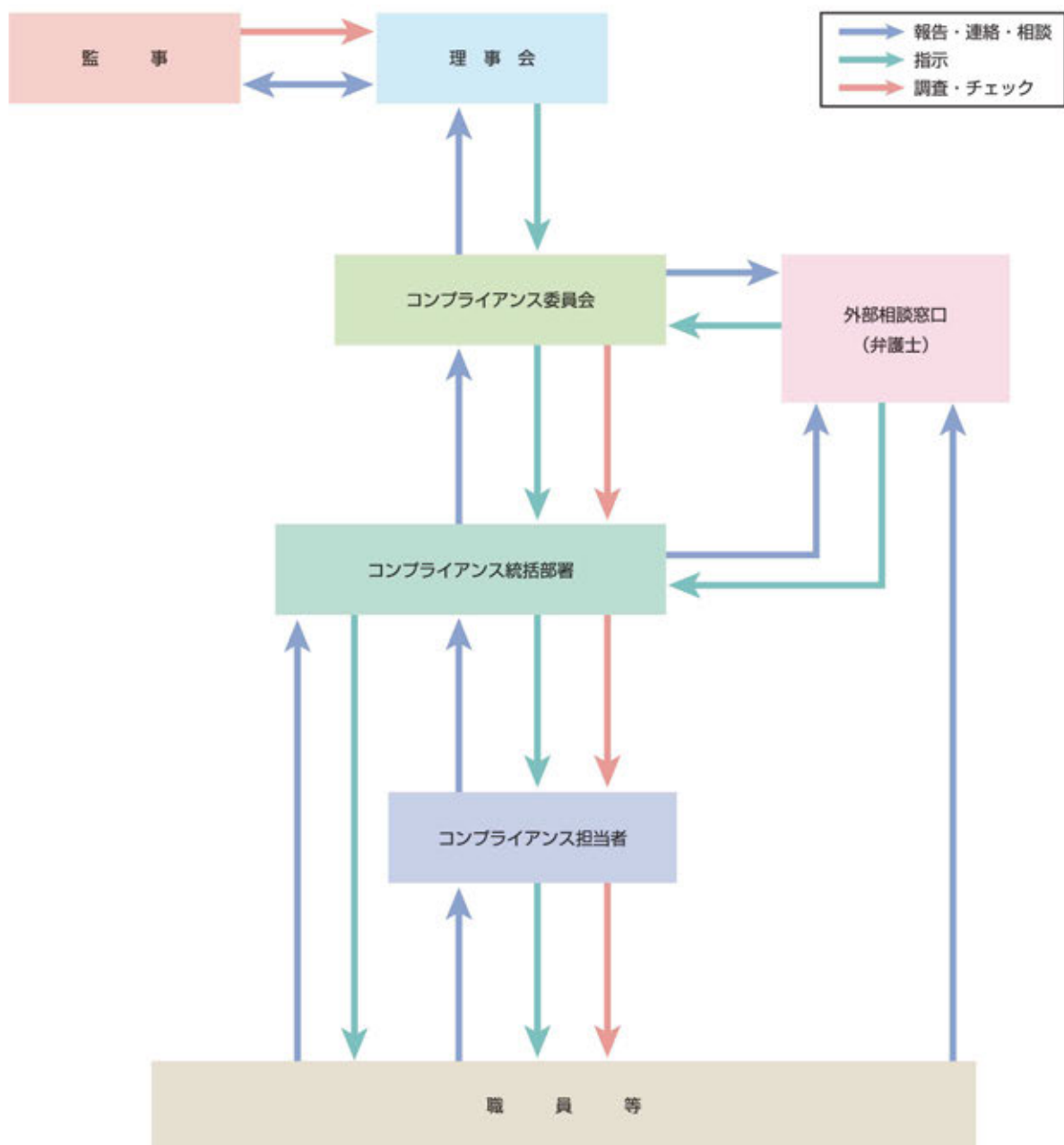
コンプライアンス態勢

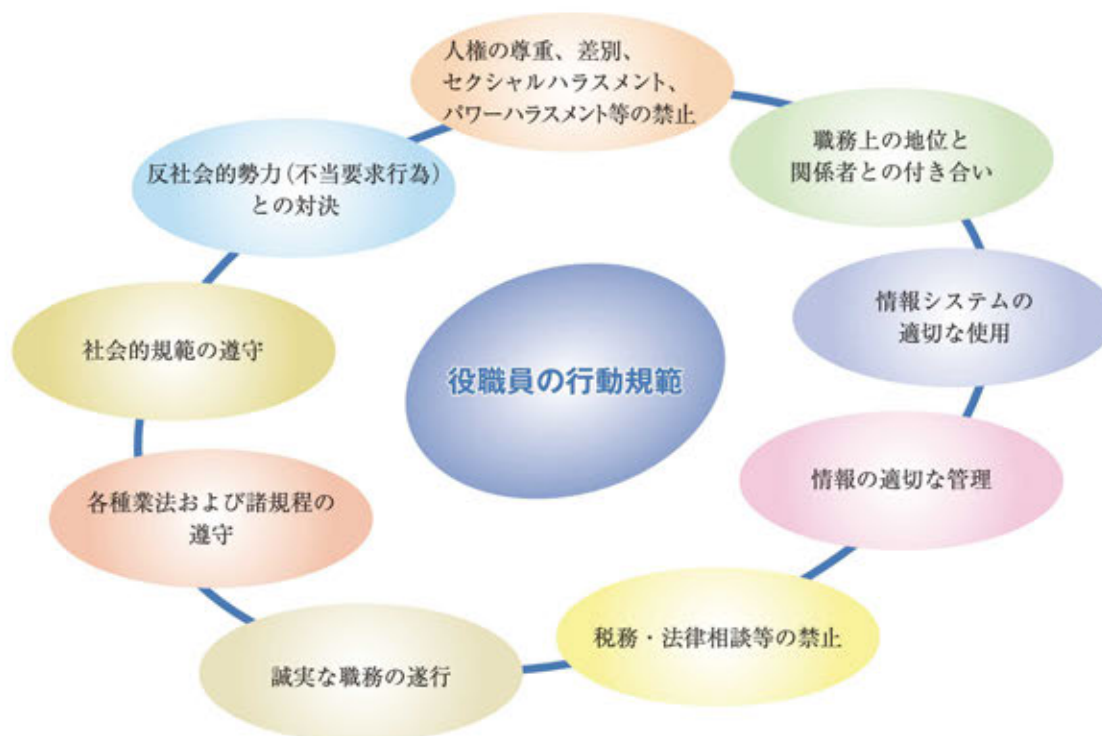
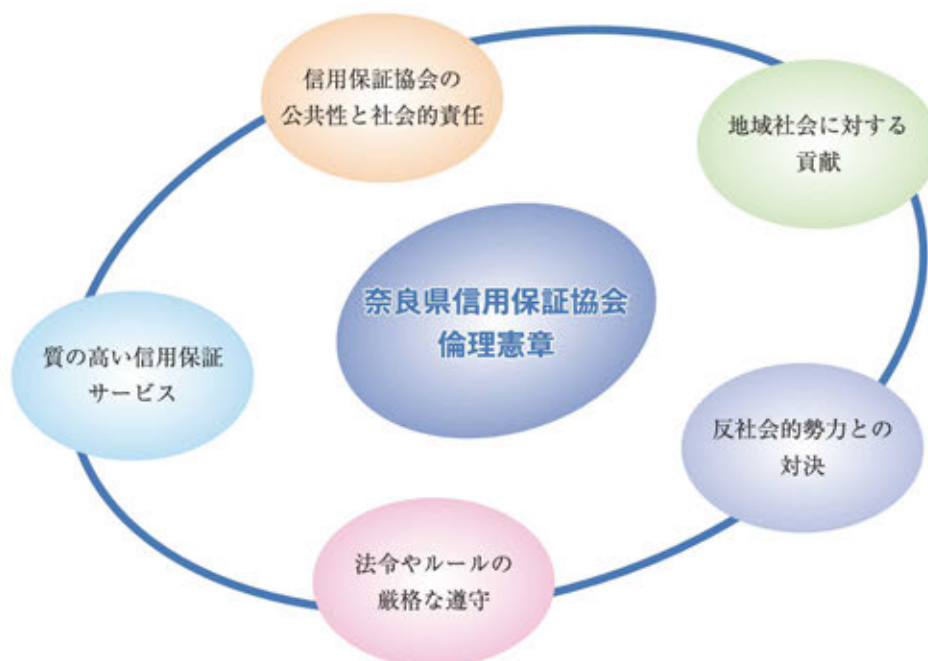
奈良県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じ揺るぎない信頼を確立するため、当協会役職員はコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

このコンプライアンスを実践していくために「奈良県信用保証協会倫理憲章」を定め、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定めコンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

コンプライアンス組織体制図





個人情報保護宣言

奈良県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口等について

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

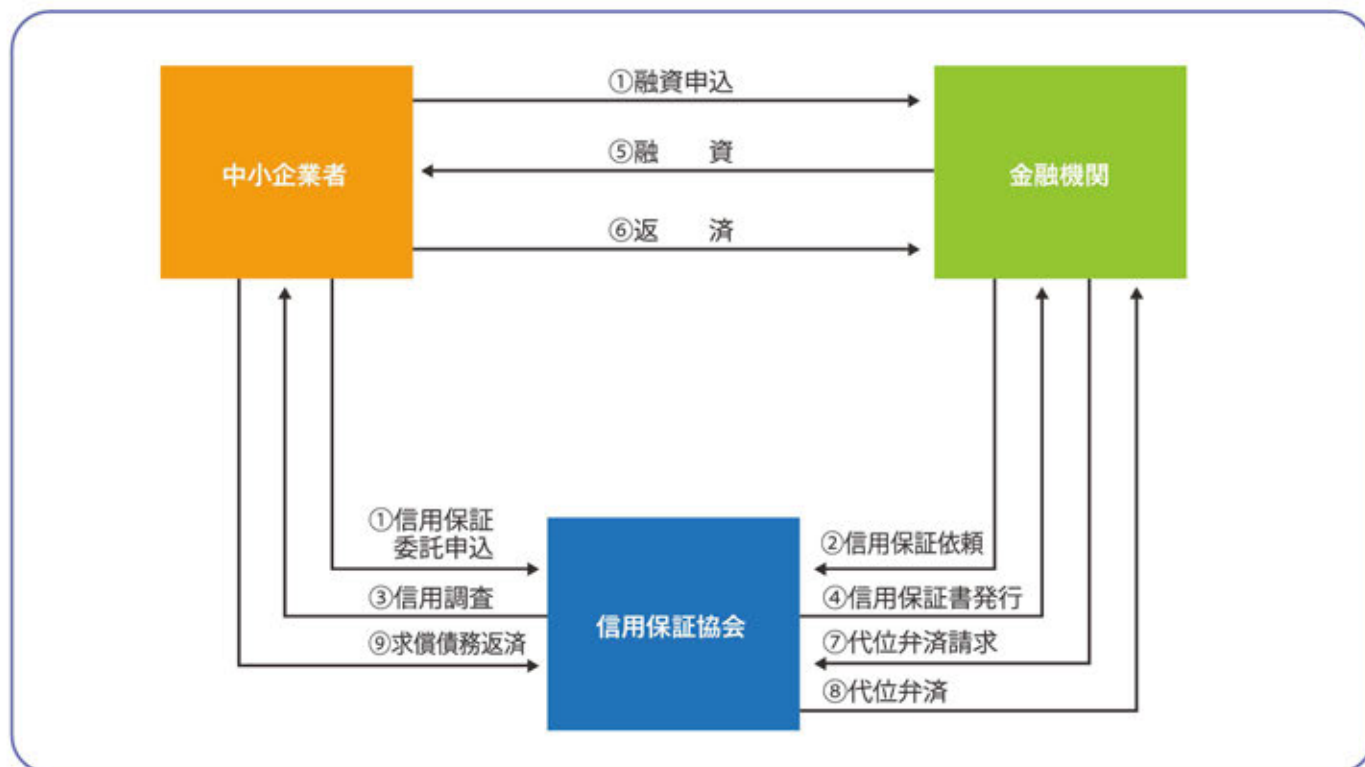
住 所 奈良市法蓮町163番地の2 **電話番号** 0742(33)0551 **部署名** 総務企画部



信用補完制度のしくみ

中小企業・小規模事業者が金融機関からの事業資金の融資を受ける際に債務を保証する信用保証制度と、これを国が出資する(株)日本政策金融公庫によって再保険する信用保険制度が連結した制度を信用補完制度といいます。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、保証協会または金融機関に信用保証委託申込書による申込みをします。一部の保証制度においては、市町村の商工担当課でも申込をすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、申込みのあった中小企業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資をします。このとき中小企業者は、所定の保証料を、金融機関を通じて協会へ納めます。
- ⑥ 中小企業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度のしくみ



- ① 協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫との間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、この請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の70%~90%)で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

第5次 中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

業務運営方針

奈良県信用保証協会は、公的な保証機関として、県内中小企業・小規模事業者（以下中小企業者という）の事業性と将来性を適正に評価することにより、企業の信用を創造することに寄与します。また、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、経営基盤の強化に寄与し、企業の振興と地域経済の活力ある発展に尽力し、地方創生に貢献します。

これを実現するために、企業のライフステージの様々な局面で必要とされる多様な資金需要により一層対応するとともに、各ステージに応じた支援の拡充強化に取り組み、トータルサポートのできる信用保証協会を目指します。

また、中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めていくべく、金融機関や関係機関との連携・協力を進めていくとともに、特に事業再生の局面においては、個々の企業の状況を勘案しつつ、きめ細かい対応を実施していきます。

以上を踏まえて、平成30年度から令和2年度までの3カ年間に於いて、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組みます。

（1）金融機関・関係機関との連携強化及び連携体制の構築

中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、当該企業に対する金融機関の支援方針に着眼し、金融機関や関係機関との連携・協力を進めていきます。

また、連携を推進するにあたり、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。

（2）金融機関紹介の取り組み

金融機関が、中小企業者に対して十分な資金供給が行えない場合に、他の金融機関を紹介する取り組みを実施し、関係機関に周知を図るとともに支援体制を構築します。

（3）経営者保証に依らない保証の推進

事業に失敗した場合でも再チャレンジしやすく、思い切った設備投資や事業拡大ができる環境を整備するため、「経営者保証を不要とする取り扱い基準」に基づき、ライフステージ及び事業承継時毎に経営者保証を不要とする取り扱いを実施し、態勢を構築します。

（4）小規模事業者への資金繰り支援の充実

事業継続のために迅速な資金調達が必要とする小規模事業者に対し、事業者の経営実態や特性を踏まえ、現下の財務状況や過去の保証条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を徹底します。

（5）創業支援の充実

- ① 創業前の相談から開業後の成長支援まで、「死の谷」を超えて事業が継続できる一貫した支援態勢を構築します。
- ② 創業予定者から資金調達の相談を受けた際、開業予定地近隣等の金融機関を紹介し、その金融機関と連携しつつ開業が円滑に行える支援態勢を整備します。

（6）経営改善・事業再生支援の促進

- ① 中小企業者の経営改善を促すには、金融機関と協調した支援が必要になるため、その効果が十分に発揮できるよう金融機関との連携体制を強化します。
- ② 返済緩和の条件変更先については、モニタリング等による状況把握、経営支援及び財務アドバイスを積極的に行うことにより、コンサルティング機能を十分に発揮するとともに、きめ細かなフォローによる経営の正常化を図ります。

- ③ 特に再生支援時において、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した債務の整理を行うことによる再生事業者の正常化を図り、経営者の思い切った事業展開および早期の事業再生等を後押しします。

（7）事業承継の円滑化支援

経営者の高齢化や後継者不足により、事業継続が困難な状況にある中小企業者に対し、実情に沿った事業承継に関する支援を実施します。また、事業承継の取り組みに対し、金融機関や関係機関等との連携・協力を進めていきます。

（8）円滑な撤退の支援

業況の悪化や後継者不在の中小企業者に対しては、経営改善や事業再生、事業承継に向けた支援を行うも、なお先行きの見通しが立たず、経営者自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できる支援を講じます。

（9）回収の効率化

- ① 代位弁済時の初動および回収見込みの見極めの早期化を徹底し、求償権債務者等の資産・負債の状況に応じた柔軟な措置を行います。
- ② 完済見込みのない定期弁済を継続している求償権保証人に対し、「一部弁済による連帯保証人債務免除ガイドライン」を活用し、回収の最大化を図ります。また、回収見込みのない求償権債務者については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めて回収の効率化を行います。

（10）求償権先の再生支援

代位弁済後も事業を継続しながら誠実に返済を履行している場合や、再チャレンジを目指す求償権債務者には、求償権消滅保証、または「経営者保証ガイドライン」を活用し、求償権の整理を行うことによる再チャレンジの支援を行います。

（11）コンプライアンスの徹底

コンプライアンス委員会において、遵守状況の把握、諸施策の評価およびコンプライアンスマニュアルの整備状況を監視するとともに、コンプライアンス違反の起こらない環境を堅持し、コンプライアンスの徹底を図ります。

（12）内部検査の充実

内部検査においては、法令遵守態勢を中心に、リスク管理や事務効率化についても行き、提案型の検査態勢の確立を目指します。

（13）危機管理態勢の確立

事業継続計画（BCP）に準拠した実施訓練を行い、常日頃より大規模災害やその他の緊急事態に備える態勢を確立します。

（14）人材育成の推進

外部研修については、全国信用保証協会連合会が主催する研修を中心に受講し、内部研修はより実践的な項目を行い、OJTも含めて職員のレベルアップを図り、種々策定された支援に役立つ人材を育成します。

（15）業務改善と効率化の推進

事務の効率化に着手し生産性の向上を図ります。

（16）反社会的勢力排除の推進

公知情報を中心に、反社会的勢力情報の収集を継続し、データベースの充実を図る。また、関係機関と連携を図り、反社会的勢力の排除を行います。

2020年度経営計画

1. 業務環境

県内経済においては、内閣府が令和2年3月9日に発表した地域経済動向で、「足もとでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、景況感が急速に厳しい状況になるなど弱さがみられる」としたところです。

県内経済においても新型コロナウイルスによる生産活動や県内観光客、個人消費への影響が計り知れず、今後については厳しい状況が予想されます。

2. 業務運営方針

奈良県信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関として、その事業性を将来性を適性に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展に尽力し、地方創生に貢献します。

これを実現するために、中小企業・小規模事業者のライフステージの様々な局面で必要とされる多様な資金需要により一層対応するとともに、各ステージに応じた支援の拡充強化に取り組み、トータルサポートのできる信用保証協会を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、急速に厳しい状況に陥っている中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期した対応を行います。

保証部門

① 金融機関・関係機関との連携体制の強化

- 1) 県内主要金融機関の営業店舗毎に当該店舗の保証を利用している中小企業・小規模事業者についての現状認識を共有し、資金調達の円滑化支援並びに経営改善及び生産性の向上を一層支援します。
また、県内金融機関に対し各種保証制度、経営支援メニューの推進及び経営者保証を不要とする取扱いを推進するための経営者保証ガイドラインの周知を図るため、金融機関との勉強会を開催し、経営支援態勢並びに責任分担の認識を共有します。
- 2) 市町村及び商工会議所・商工会へ訪問し、協会保証制度、協会の経営支援メニュー、地公体制度の説明を行い広報物の常備配置や個別配布を依頼します。
- 3) 商工会議所・商工会が開催する各種セミナーへの参加、会員向け個別出張相談の実施、連絡会議及び勉強会の開催を通じ中小企業支援について連携します。
- 4) 「経営安定関連特別融資保証(セーフティネット保証4号・5号)」、「危機関連保証」等を有効に活用し、中小企業・小規模事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力を挙げて取り組みます。

② 金融機関紹介の取り組み体制の強化

- 1) メイン金融機関が中小企業・小規模事業者に対して十分な資金供給が行えない場合に、他の金融機関を紹介する体制を強化するとともに、経営支援を行って正常化の推進を図ります。

③ 経営者保証に依らない保証の推進

- 1) 「経営者保証を不要とする取り扱い基準」に基づき、ライフステージ及び事業承継時毎に経営者保証を不要とする取り扱いを引き続き推進します。

④ 小規模事業者への資金繰り支援の強化

- 1) 事業継続のために迅速な資金調達を必要とする小規模事業者に対し、事業者の経営実態や特性を踏まえ、現下の財務状況や過去の保証条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を徹底します。

⑤ 顧客満足度向上

- 1) 当協会ホームページやSNSを活用し、協会主体の情報だけでなく補助金や税制度等について情報発信します。
- 2) 保証利用者に対してダイレクトメールによる直接的な情報発信により経営支援メニューに繋がります。

⑥ 新型コロナウイルス感染拡大に起因する資金繰り支援

- 1) 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット保証4号・5号)及び危機関連保証の申し込みに対しては、中小企業・小規模事業者が資金繰りに窮することのないよう、実情を踏まえた柔軟な対応と最大限のスピードをもって行います。

期中管理・経営支援部門

① 創業支援の推進

- 1) 創業を目指す人の創業への“夢”が“かたち”となるまで、創業前から“創業”に関するアイデアや不安、疑問などヒアリングし、各種計画の作成を支援する伴走型の支援を行い必要に応じて専門家派遣事業を提案します。
- 2) 創業後支援として、創業保証後6ヶ月、3年を目途にモニタリングを行い必要に応じて専門家派遣事業などの経営支援メニューを提案します。
- 3) 創業セミナーを開催します。
- 4) よろず支援拠点と連携し、出張相談会を開催する。また、創業保証制度及び経営支援メニューを説明する勉強会を行います。

② 経営改善・事業再生支援の促進

- 1) 条件変更を繰り返す行方保証利用者に対し、借り換え提案及び専門家派遣の推進を行います。
- 2) 新規条件変更先等調査が必要と判断される保証利用先について現地調査を行い現状把握、改善課題の明確化、課題に沿った経営支援メニューの提案を行います。
- 3) 引き続き国の「補助金制度」を活用しながら、事業者の経営状況の改善を図るために「経営支援」「創業支援」「事業承継支援」「生産性向上支援」に積極的に取り組みます。

③ 事業承継の円滑化支援

- 1) 事業承継診断先の中から、業績改善を優先視している企業にダイレクトメールの発送や金融機関へのヒアリングによる事業承継ニーズの実態把握をします。
- 2) 「事業引継支援センター」、「奈良県事業承継ネットワーク事務局」等関係機関と連携し、事業承継保証制度の活用を推進します。
- 3) 事業承継にかかるセミナーに講師として参加します。

④ 円滑な撤退の支援

- 1) 経営改善や事業再生、事業承継の先行きの見通しが立たず、自主的な廃業を選択する企業には、廃業に必要な資金(買掛金決済、原状回復等のつなぎ資金)の保証により、円滑な撤退を支援します。

⑤ 経営支援関連データの蓄積と活用及び分析

- 1) 保証利用先に対する経営改善及び事業再生支援のデータをシステム登録し、データの蓄積を図ります。
- 2) 経営支援対象企業及び経営改善完結先企業について、効果測定報告書を作成します。
- 3) 経営改善完結企業や経営支援を実施するも改善効果が認められなかった企業については、各々の原因分析を行い、その結果を次案件の経営支援に活用します。

回収部門

① 回収の効率化

- 1) 代位弁済時の初動および回収見込の見極めの早期化を徹底し、求償権債務者の状況に応じた回収を行います。
- 2) 損害金減免による求償権完済、その他完済見込みがないものの定期弁済を継続している連帯保証人については「一部弁済による連帯保証人債務免除ガイドライン」の活用を推進します。また、回収見込みのない求償権先については速やかに管理事務停止を行い、求償権整理を進め回収の効率化を図ります。

② 求償権先の再生支援

- 1) 事業継続中である定期回収先の債務者については、現地訪問、面談を重ね決算書・申告書を徴求し、事業実態の把握に努め求償権消滅保証の実施を促すことで債権の正常化を図ります。
- 2) 奈良県弁護士会主催の再生関係会合で協会の取組みについて積極的に周知します。

その他間接部門

① 役職員のコンプライアンス態勢の徹底

- 1) コンプライアンス委員会において、遵守状況並びにコンプライアンスプログラムの実施状況の検証及び改善の実施を行います。また、コンプライアンスマニュアルの整備状況の検証を行います。
- 2) 当協会が策定している規則、規定が法律や政令、政策公庫の約款等の規範に準拠した改正を行っているか効率的に正確なチェックを行います。
- 3) コンプライアンス担当者会議を通じて各種事例・判例等の自主研修を行います。

② 内部検査の実効性向上

- 1) 被検査部門との対話により、リスク評価の数値化基準についての理解を共通のものとして、リスク評価の精緻化に取り組むと共に、環境変化に応じた内部検査を行います。
- 2) 被検査部門との対話・ミーティングにより、詳細な事実関係の把握、発生原因分析の精緻化、実効性の認められる改善策を策定することで、内部検査の実効性向上に取り組めます。

③ 危機管理態勢の強化

- 1) 事業継続計画（BCP）に準拠した実施訓練を行い、常日頃より大規模災害やその他の緊急事態においても事業が継続できる態勢を強化します。

④ 人材育成の強化

- 1) 全国信用保証協会連合会が認定する信用調査検定や中小企業診断士の資格取得、通信教育受講の推奨による専門知識分野の修得者の人員を増加させます。
- 2) 新入職員並びに異動職員のOJTを強化し、早期戦力化と職場への定着化を図ります。

⑤ 業務改善と効率化の推進

- 1) 信用保証利用者や関係機関から収集した苦情や要望を一元管理し、顧客サービスを向上するべく改善策を実施します。
- 2) 事務ミスについては、発生原因と再発防止策を明確にし、事務ミス改善委員会で各部署相互間での活発な議論を通じて改善意識を高めます。
- 3) ホームページや機関誌には潜在利用者の掘り起こしにつながるニーズに沿った情報を公開し、「見やすさ」「親しみやすさ」に主眼を置いたりリニューアルを行い広報を充実化させます。
- 4) 審査関係書類のPDF化を実施し業務の効率化を進めます。
- 5) 定例帳票等作成ルーティーンワークはRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）や各種ソフト等ツールを活用し、業務の効率化を進めます。
- 6) ワークライフバランス実現のため、有給休暇取得率の向上等職員全員が明るく働きやすい職場環境を構築します。

⑥ 反社会的勢力排除の徹底

- 1) 反社会的勢力情報の収集は新聞全国紙及び地方紙、インターネット情報等の公知情報を中心に当協会データベースへ遅滞なく登録を行います。また、「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」における連携機関である奈良県警察や奈良県暴力団追放県民センターとの連携を密にし、反社会的勢力の排除を行います。

3. 保証承諾等の見通し

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額（百万円）	対前年度計画比
保証承諾	70,000	100.0%
保証債務残高	214,000	100.0%
代位弁済	4,000	100.0%
回収	900	100.0%



当協会の主な取組み

1. 保証推進の取組み

① 保証推進キャンペーンの実施

適正保証の推進を図るため、平成31年度に「短期継続ワイド保証」「みらい奈良70保証」「三信金連携スピード保証」を開始しました。

令和2年度は、3つの保証制度を新たに創設しています。

保証制度名 「2020特別保証」「すたーとカード」「ロングラン20」

2020特別保証
保証自由申込受付から原則3営業日以内に審査が完了のスピード保証

対象となる方 県内で事業を行う中小企業者
保証額限度 5,000万円
保証期間 1年以内(最長1年以内)
資金用途 運転・設備・運転資金
返済方法 元金均等返済
保証利率 年0.28%~年1.61%(優遇より15%割引)
担保 必要に応じて保証
保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
貸付利率 貸付機関別貸付利率
申込可能 保証期間満了時
その他 事務相談

企業とともに未来を拓く
奈良県信用保証協会

本店/総務支店 保証課 相談窓口
〒930-0808 奈良県奈良市東御寺2-22 伊勢屋東御寺ビル
TEL.0742-33-0552 TEL.0745-22-9551
18-4-01-05 <http://www.naiepg.or.jp> 保証期間満了保証課

創業者の皆さまの成長をバックアップ
創業者向けカードローン
すたーとカード

短期返済も可能 返済のしやすさで返済しやすい
返済途中から事業資金を捻出
返済途中から保証料の免除も、また返済滞り期間中の保証料免除もしている
創業から10年未満の事業者から融資を受けたい方へ
元金・返済期間(返済)・借入・返済額(返済)
返済期間の延長も選択可能
返済途中から事業資金を捻出したい方へ
返済途中から保証料の免除も選択可能

保証額限度 **300万円**
返済期間 1~120ヶ月(返済途中から延長可能)
返済方法 元金均等返済
保証利率 年0.28%~年1.61%(優遇より15%割引)
担保 必要に応じて保証
保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
貸付利率 貸付機関別貸付利率
申込可能 保証期間満了時
その他 事務相談

企業とともに未来を拓く
奈良県信用保証協会

本店/総務支店 保証課 相談窓口
〒930-0808 奈良県奈良市東御寺2-22 伊勢屋東御寺ビル
TEL.0742-33-0552 TEL.0745-22-9551
18-4-01-05 <http://www.naiepg.or.jp> 保証期間満了保証課

ロングラン20
最長期での借換保証で、最長20年の利用が可能です

借換保証の特長
返済のしやすさで返済しやすい
返済途中から事業資金を捻出
返済途中から保証料の免除も、また返済滞り期間中の保証料免除もしている
創業から10年未満の事業者から融資を受けたい方へ
元金・返済期間(返済)・借入・返済額(返済)
返済期間の延長も選択可能
返済途中から事業資金を捻出したい方へ
返済途中から保証料の免除も選択可能

保証額限度 2,000万円(借換保証時の借換保証額)
返済期間 20年以内(借換保証)
返済方法 元金均等返済(借換保証)
保証利率 年0.28%~年1.71%(優遇より10%割引)
担保 必要に応じて保証
保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
貸付利率 貸付機関別貸付利率
申込可能 保証期間満了時
その他 事務相談

企業とともに未来を拓く
奈良県信用保証協会

本店/総務支店 保証課 相談窓口
〒930-0808 奈良県奈良市東御寺2-22 伊勢屋東御寺ビル
TEL.0742-33-0552 TEL.0745-22-9551
18-4-01-05 <http://www.naiepg.or.jp> 保証期間満了保証課

② 金融機関協力店舗感謝状贈呈式の開催

前年度において県内中小企業の金融の円滑化並びに信用保証業務にご協力をいただいた金融機関に感謝の意を表し、感謝状の贈呈を行っています。

平成31年6月11日(火) 於:奈良ロイヤルホテル



③ 金融機関若手担当者向け「信用保証業務基礎講座」の開催

金融機関の若手担当者を対象に、基本的な協会業務への理解と協会職員との意思疎通を深めていただくため、平成31年度で8回目の開催となりました。

令和元年11月12日(火)	於：ホテルリガーレ春日野	参加者 58名
令和元年11月14日(木)	於：橿原オークホテル	参加者 49名



④ 金融機関との保証申込事前相談会の開催

毎月、県内信用金庫を訪問し、保証申込の事前相談を実施しています。

⑤ 保証推進

完済した顧客に対して、企業訪問および「フレッシュ15」を同封して四半期ごとにダイレクトメールを発送しています。

フレッシュ15

現在、当協会にて保証利用のない県内
中小企業・小規模事業者に対して、
軽減した保証料率を適用します。

保証限度額 2,000万円

保証期間 7年以内 (償還1年以上)

利用対象者
申込時点で、次の条件を満たすもの。
① 当協会の保証業務開始前より保証料率が低い。
② 同一業種の業歴が2年以上で、1層12ヶ月の決算書（貸借対照表）を提出し1階の保証で半年間入・退入。
③ 個人・家庭の中で年収が1.5倍以上、もしくは保証額超過でない。
④ 個人・保証利率定率が「4」以上である。

申込条件 保証料率、保証期間、償還・引当保証
返済方法 元金均等返済
保証料率 元 0.30～元 1.75～
(参考) 0.15(参考)
保証料 必要に依り徴収
保証人 個人、法人代償者のみ
保証料率 金融機関別設定あり

企業とともに事業を応援
N 奈良県信用保証協会
● 申込 電話 0742-23-0162 ● 保証料率 0743-23-0004
〒742-0002 奈良県奈良市三軒下 4F 奈良県信用保証協会
〒743-0214 大阪府大阪市東淀川区 5F 大阪府信用保証協会

QRコード 02 http://www.nara-cga.or.jp

当協会の主な取組み

2. 経営支援・再生支援・創業支援の取組み

①「奈良県中小企業支援ネットワーク」

「奈良県中小企業支援ネットワーク」は、県内の中小企業者に対する経営支援策や再生事例などの情報を会員相互で共有し、協調して中小企業の再生支援に取り組むことで、県内経済の活性化に寄与することを目的としています。

当協会が事務局となり、平成24年8月に発足しました。

■ ネットワーク参加機関(令和2年7月31日現在 24機関)

近畿経済産業局、近畿財務局奈良財務事務所、奈良県、奈良県産業振興総合センター、奈良県地域産業振興センター、地域経済活性化支援機構、奈良県中小企業診断士会、日本公認会計士協会近畿会奈良地区会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、奈良県銀行協会、南都銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良県中小企業再生支援協議会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、奈良県中小企業団体中央会、近畿税理士会、奈良弁護士会、奈良県事業引継ぎ支援センター、奈良県よろず支援拠点、奈良県信用保証協会

(i) ネットワーク会議の開催

定期的に参加機関における経営支援・再生支援等の取組みについて、事例報告や情報交換を行い、県内全体の経営改善スキルの向上に努めています。

第17回 令和元年7月29日(月)

於：ミグランス 橿原市役所分庁舎 コンベンションルーム

第18回 令和2年2月7日(金)

於：ミグランス 橿原市役所分庁舎 コンベンションルーム



(ii) サポート会議の開催

中小企業者が経営改善計画を策定していく過程において、金融機関などの関係者が一堂に会し、支援に向けた方向性などの意見交換を行い、早期の経営改善サポートに努めています。

平成31年度は、27回の会議を開催し、返済条件の変更や借換による追加保証などの支援を行いました。

② 中小企業者の「経営改善計画策定費用」に係る一部助成

国が認定した外部専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、その費用を国の業務委託先である奈良県経営改善支援センターが総額の2/3(上限200万円)まで補助する支援を行っています。

そこで、当協会では、この支援を受けられた方に、事業者負担分となる残りの1/3のうち、その半分(20万円を上限)を補助しており、平成31年度は7件の補助を行いました。

③ 外部専門家の無料派遣事業

外部専門家派遣とは、当協会を利用いただいている事業者が抱える各種課題等について、専門的な知識と経験を有する外部中小企業診断士等を派遣することで課題の解決を図るものです。派遣回数は1案件あたり8回を上限とし、派遣費用は当協会が全額負担しています。

④ 休日・夜間 総合相談窓口の実施

休日・夜間 総合相談窓口を実施しました。県内で創業を予定されている方だけではなく、既に当協会を利用いただいている方にも相談対象者を拡大しています。



当協会の主な取組み

3. 広報活動の取組み

① ホームページの活用

協会に関する最新の情報をタイムリーにご紹介しています。

ホームページアドレス <http://www.nara-cgc.or.jp>



② 保証四季報の発行

協会の統計資料やお知らせなどを掲載した保証四季報を四半期毎に発行しています。



③ 「信用保証ハンドブック」「パンフレット」「チラシ」の作成

協会の概要、保証制度、経営支援、創業支援の広報用リーフレットを作成しています。



④ 広告の掲載

関係機関の機関誌などへ定期的に公告を掲載しています。

⑤ビジネスフェアへの出展

当協会や信用保証制度をより多くの方に知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアへ出展し、パンフレットや冊子等を配布してPRを行いました。

ビジネスマッチなら「かしはらビジネス商談会」 ～地域の魅力発見フェア～

主催：橿原商工会議所・奈良県商工会連合会 令和元年10月17日(木)、18日(金) 橿原神宮崇敬会館

「大和高田魅力産業創造フェア2019」

主催：大和高田商工会議所・大和高田魅力産業創造フェア実行委員会
令和元年11月9日(土)、10日(日)
奈良県産業会館



⑥セミナーの開催

県内中小企業者や創業者のそれぞれのタイミングに応じた支援を行うために、セミナーを行いました。

創業セミナー「START UP!あなたの本気を応援します」

令和元年8月20日(火)
ミグランス橿原市役所新分庁舎4階 コンベンションルーム



事業承継セミナー

令和元年8月22日(木)
奈良県産業会館3階 会議室A



飲食店オーナー交流セミナー

令和元年11月26日(火)
Magazzino



当協会の主な取組み

4. その他の取組み

① 第三者介入排除、反社会的勢力等の排除

(i) 第三者介入を排除

公平・公正・平等な保証審査の確保に努めています。

- ・第三者が介在した保証申込は、一切受け付けいたしません。
- ・信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りいたします。
- ・保証審査に関する第三者からの問い合わせにはお答えできません。

(ii) 反社会的勢力等の排除

当協会は従来から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでおり、平成23年10月に信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正し、排除の強化に努めています。

また、啓もうするためのポスターを掲示し中小企業者や関係機関等に周知を図っています。

(iii) 「暴力団等排除対策会議」の開催

令和元年6月、奈良県警察本部と「第8回奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」を開催し、最近の暴力団情勢について講話をいただくとともに、排除にむけて連携を強化するため、意見交換を行いました。



② 「意見交換会」の開催

令和元年8月、県内の各市町村、奈良県及び保証協会の担当者が参加して、地域の中小企業政策や融資制度等について意見交換を行いました。



③ 「外部評価委員会」の開催

協会運営の透明性を一層高めるために外部評価委員会を設置し、年度経営計画の実施状況について評価を受け、その結果はホームページにおいて公表しています。



④職員の人材育成

当協会では、職員の人材育成を重点項目と掲げ、職員の知識、能力の向上を図るため、各種研修を実施しています。なお、平成31年度に実施した内部研修の主なものは次の通りです。

- 「ビジネスマナーの基本」 講師：南都経済研究所
- 「ハラスメント未然防止研修」 講師：特定社会保険労務士、顧問弁護士
- 「コンプライアンス研修」 講師：顧問弁護士
- 「決算書に関する研修」 講師：税理士法人 森田会計事務所
- 「昨今の暴力団情勢」 講師：奈良県警察本部刑事部組織犯罪対策第2課
- 「事業継承に関する研修」 講師：奈良県事業引継ぎ支援センター
- 「中小企業診断システム(McSS)について」 講師：CRD協会
- 「民法(債権関係)改正について」 講師：弁護士資格を有する職員
- 「消滅時効について」 *



コンプライアンス研修



昨今の暴力団情報



ビジネスマナーの基本

⑤地域貢献

(i) 献 血 毎年、年2回、当協会の駐車場で移動献血車により実施しています。

(ii) 清掃活動 例年9月のクリーンアップ奈良の清掃活動に参加しています。
また、毎月第1営業日に協会近辺の清掃活動を行っています。

(iii) 交通安全 奈良地区安全運転管理者協会が実施する『無事故・無違反チャレンジ200』に参加し、業務時間だけではなく、安全運転を心掛けています。

- 交通安全教室 講師：奈良県警察本部交通部交通企画課



献血



清掃活動



交通安全

信用保証の動向

主要項目の推移(直近10年間)

(単位:百万円)

年度	利用企業者数	保証承諾		保証債務残高		代位弁済 (元利計)		実際回収 (元金)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
22	14,296	8,220	114,360	27,446	305,627	604	6,935	1,943
23	14,019	6,513	88,836	27,285	290,673	514	6,653	2,028
24	13,699	6,112	77,544	26,768	271,647	430	5,573	1,709
25	13,355	5,757	68,797	26,028	253,446	332	3,742	1,680
26	13,162	6,260	67,641	26,100	242,382	342	3,588	1,623
27	12,858	6,175	77,421	24,997	233,661	258	2,669	1,221
28	12,349	5,782	74,716	23,408	224,328	285	2,852	1,128
29	12,087	5,375	69,093	22,310	214,299	244	2,936	1,487
30	11,973	6,145	76,450	21,987	213,558	248	2,814	1,031
31	11,495	6,182	82,757	21,160	212,495	258	3,216	1,113

利用企業者数



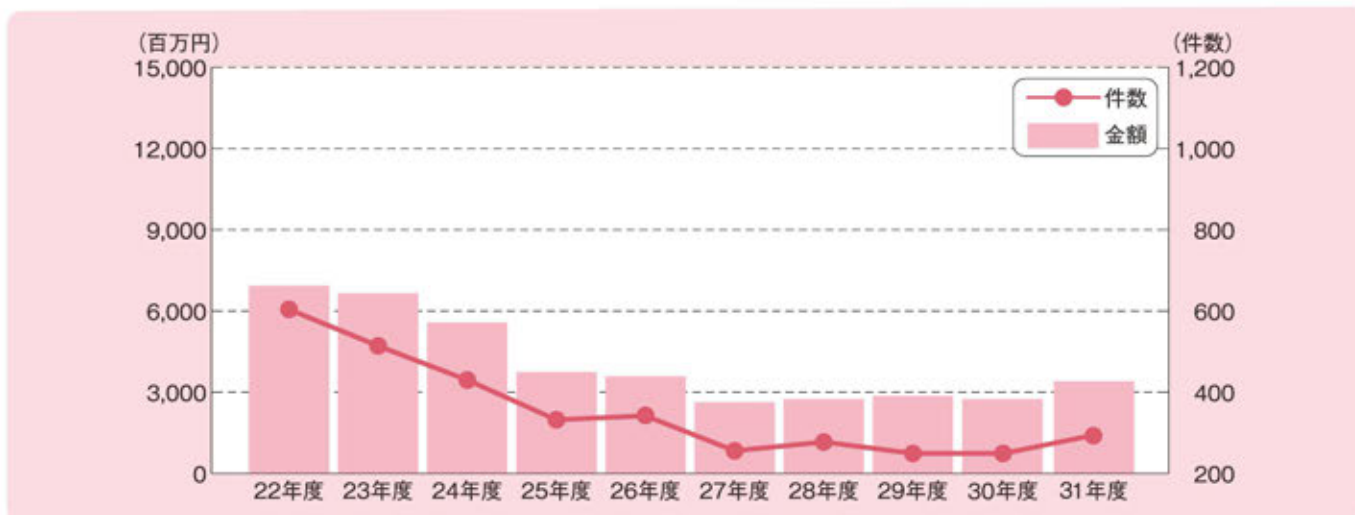
保証承諾



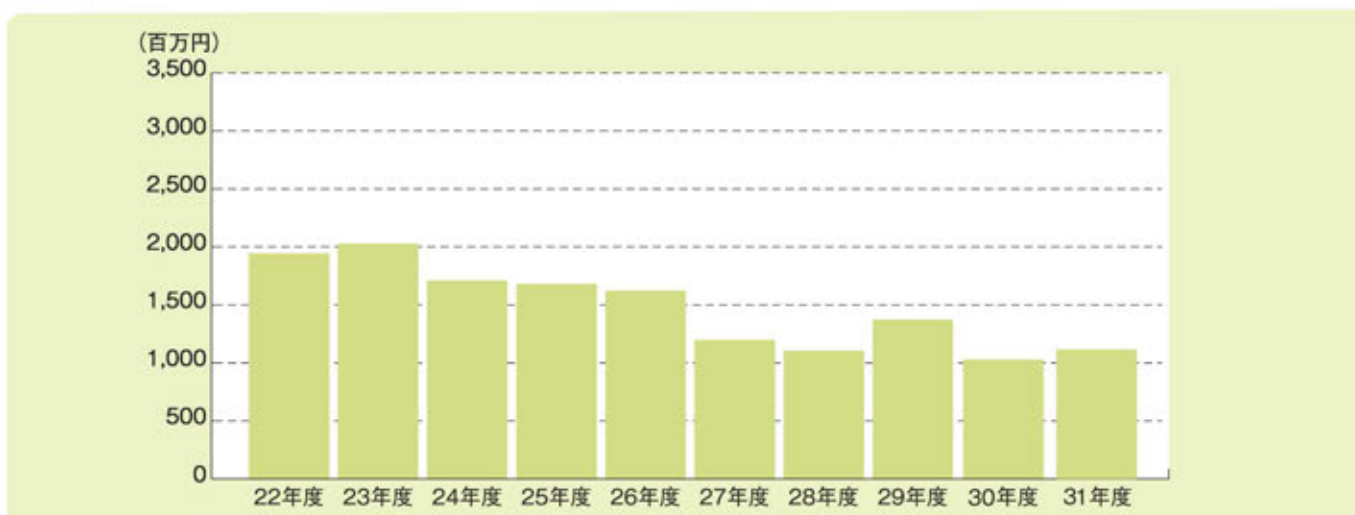
保証債務残高



代位弁済



実際回収



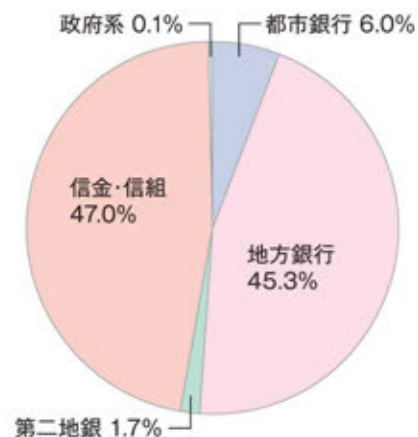
信用保証の動向

金融機関別保証状況(平成31年度)

保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	165	4,965	112.6
地方銀行	2,478	37,479	94.2
第二地銀	82	1,378	91.9
信金・信組	3,451	38,863	128.0
政府系	6	73	69.5
合計	6,182	82,757	110.6

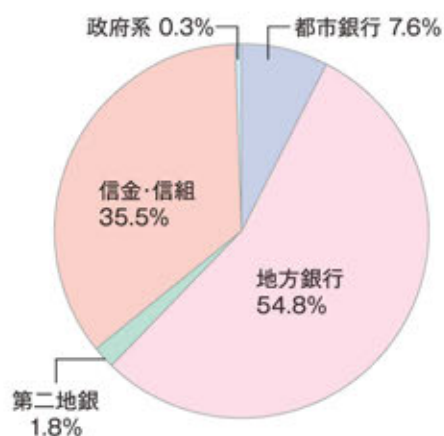
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	910	16,114	96.4
地方銀行	11,027	116,428	92.7
第二地銀	288	3,855	104.9
信金・信組	8,874	75,537	113.7
政府系	61	562	79.6
合計	21,160	212,495	99.5

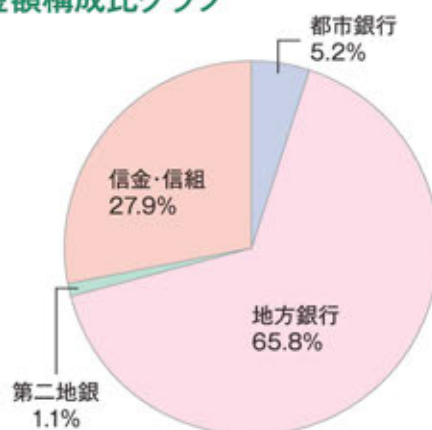
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	9	167	34.9
地方銀行	150	2,116	146.4
第二地銀	4	36	171.7
信金・信組	95	896	115.0
政府系	0	0	-
合計	258	3,216	114.3

金額構成比グラフ



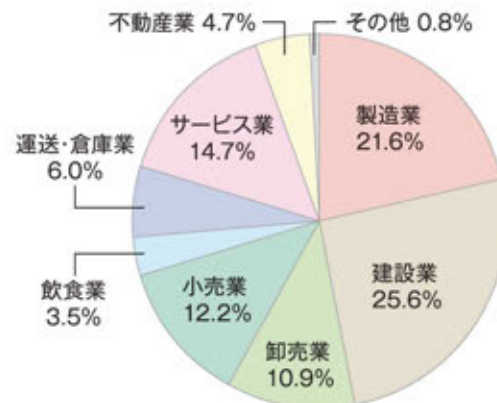
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

業種別保証状況(平成31年度)

保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	1,190	17,862	110.9
建設業	1,553	21,202	102.7
卸売業	584	9,047	109.3
小売業	821	10,116	102.4
飲食業	371	2,872	114.6
運送・倉庫業	214	4,967	128.4
サービス業	1,116	12,142	107.4
不動産業	266	3,902	122.7
その他	67	647	94.4
合計	6,182	82,757	108.3

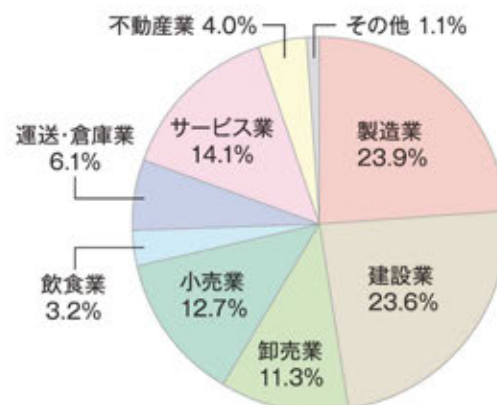
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	4,218	50,872	95.4
建設業	5,127	50,254	99.7
卸売業	2,133	24,060	97.4
小売業	2,943	26,946	99.0
飲食業	1,133	6,702	110.1
運送・倉庫業	801	12,969	100.1
サービス業	3,739	29,876	101.6
不動産業	785	8,514	114.8
その他	270	2,302	113.1
合計	21,160	212,495	99.5

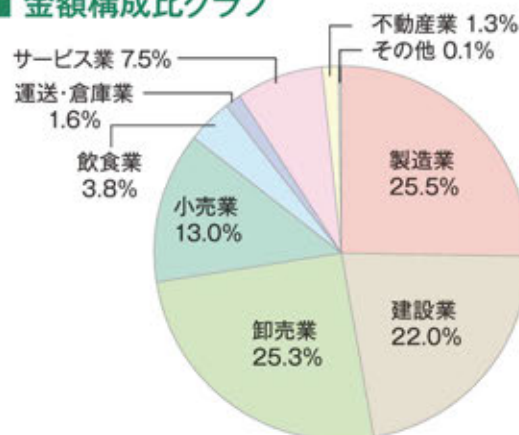
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	48	821	126.0
建設業	65	708	137.1
卸売業	55	813	93.7
小売業	31	419	172.8
飲食業	23	122	116.7
運送・倉庫業	2	50	64.6
サービス業	25	240	69.3
不動産業	8	41	43794.4
その他	1	2	29.9
合計	258	3,216	114.3

金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

2020年度決算

収支計算書 平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:百万円)

支出の部

科目	金額
経常支出	2,131
業務費	919
借入金利息	0
信用保険料	1,211
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0

経常収支差額	635
経常外支出	4,422
求償権償却	2,834
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	7
退職金	1
責任準備金繰入	1,279
求償権償却準備金繰入	301
その他支出	1
経常外収支差額	266

当期収支差額	368
--------	-----

収入の部

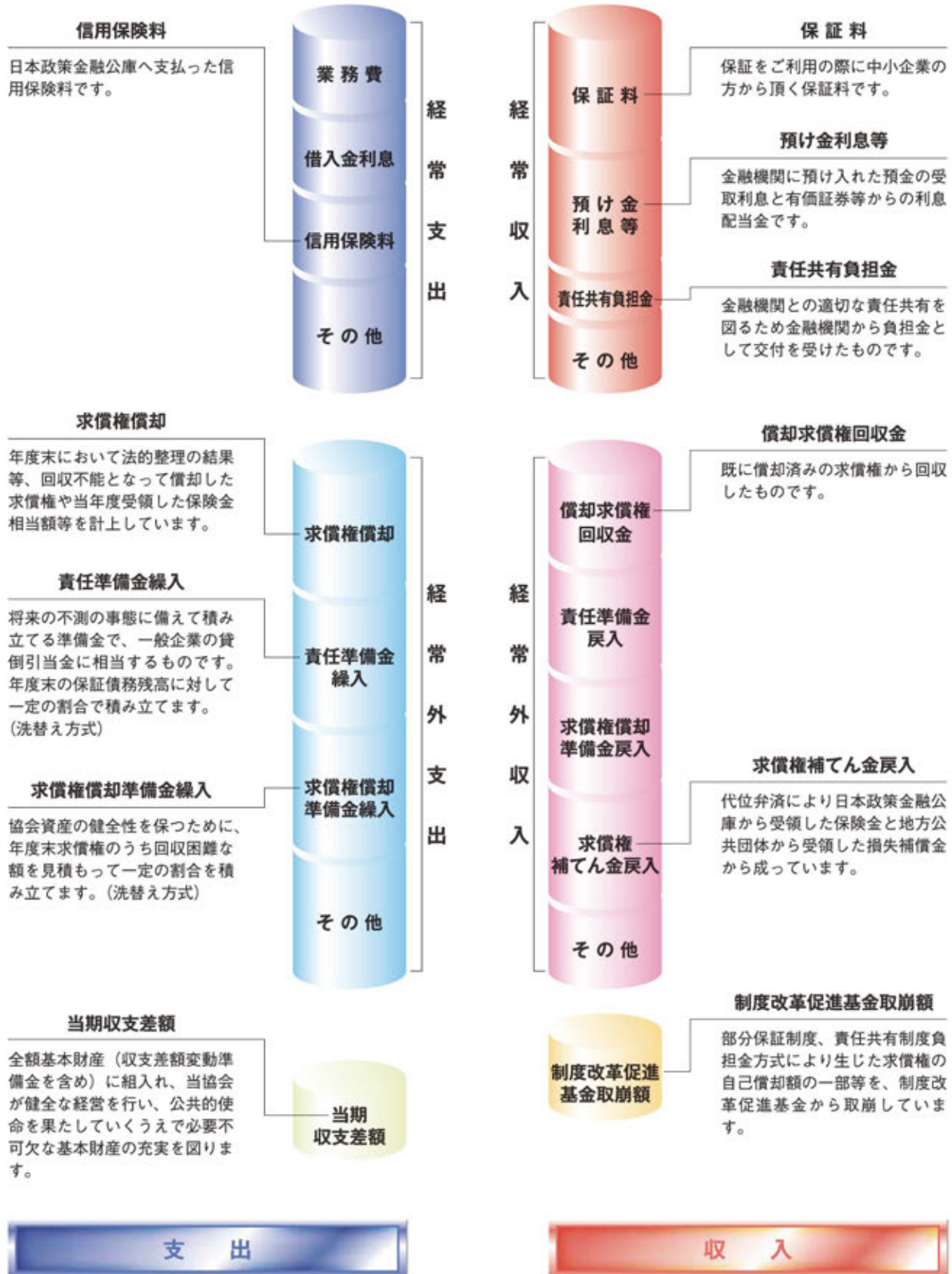
科目	金額
経常収入	2,765
保証料	2,221
預け金利息	1
有価証券利息・配当金	320
延滞保証料	0
損害金	17
事務補助金	20
責任共有負担金	177
雑収入	10

経常外収入	4,156
償却求償権回収金	115
責任準備金戻入	1,282
求償権償却準備金戻入	262
求償権補てん金戻入	2,495
補助金	0
その他収入	2

制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金繰入額	184
基本財産繰入額	184

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

収支計算書の用語説明



2020年度決算

貸借対照表 令和2年3月31日現在

(単位:百万円)

借 方

科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	5,862
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	28,621
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	254
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	212,495
求 償 権	932
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	733
合 計	248,898

貸 方

科 目	金 額
基 本 財 産	19,910
基 金	3,983
基 金 準 備 金	15,927
制 度 改 革 促 進 基 金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	8,968
責 任 準 備 金	1,279
求 償 権 償 却 準 備 金	301
退 職 給 与 引 当 金	738
損 失 補 償 金	10
保 証 債 務	212,495
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	5,196
合 計	248,898

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

財産目録 令和2年3月31日現在

(単位:百万円)

資 産

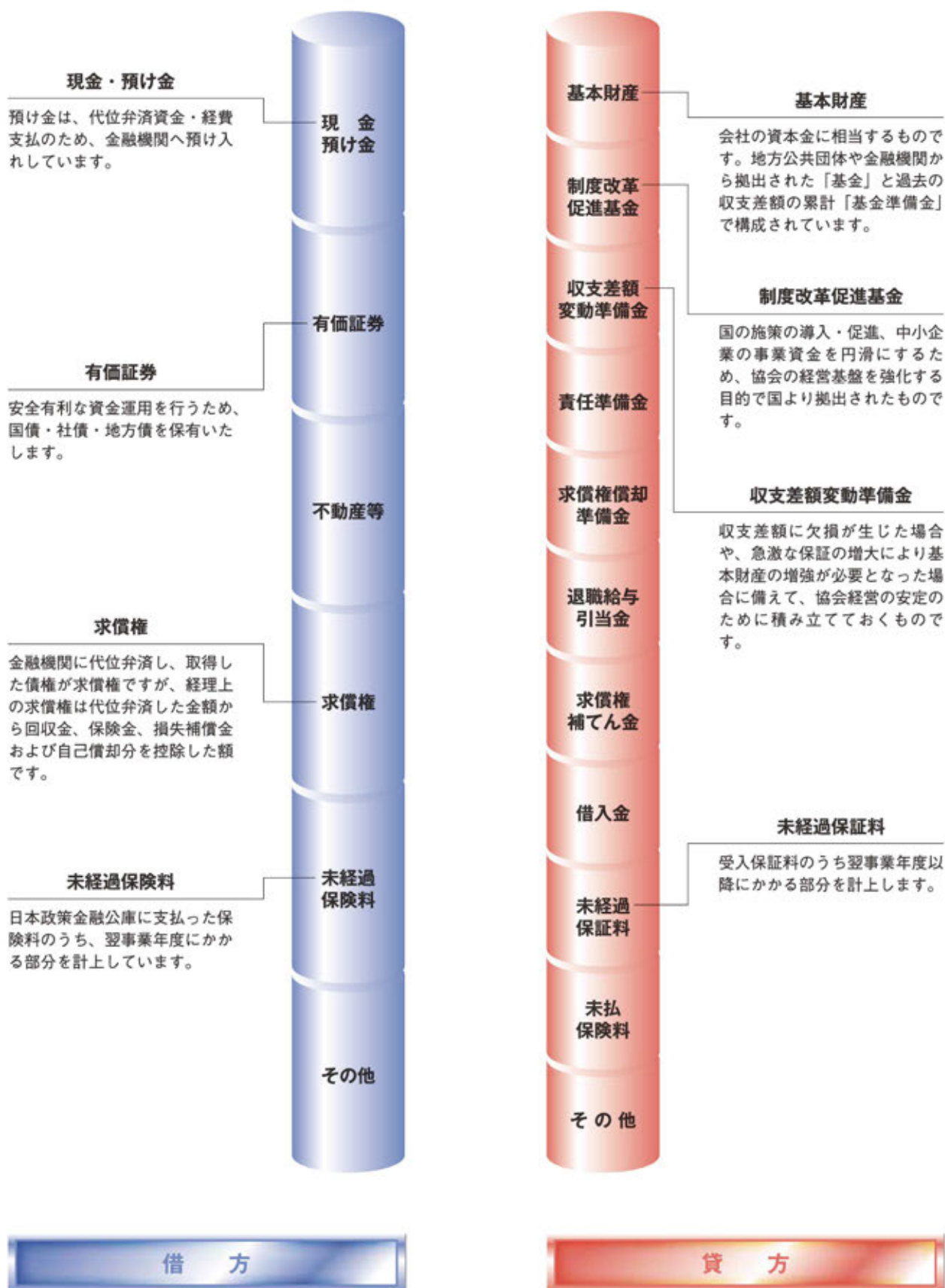
科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	5,862
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	28,621
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	254
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	212,495
求 償 権	932
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	733
合 計	248,898

負 債

科 目	金 額
責 任 準 備 金	1,279
求 償 権 償 却 準 備 金	301
退 職 給 与 引 当 金	738
損 失 補 償 金	10
保 証 債 務	212,495
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	5,196
合 計	220,020
正 味 資 産	28,878

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

貸借対照表の用語説明



信用保証業務の概要

1. 信用保証をご利用いただける方

企業規模

法人の場合

資本金や従業員のうち、いずれか一方が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

個人事業主の場合

常時使用する従業員が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

- 1 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。
- 2 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、又はその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいれば申込み可能です。
- 3 資本金が上表の要件を超えている法人で、かつ、従業員が9割を超えている場合(《例》製造業においては271人)は別途従業員確認資料(※)が必要となります。
※従業員は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」により確認を行います。
ただしこれにより難しい場合は、「貸金台帳」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括票」(提出先:日本年金機構事務センター)、「法人の事業概況説明書」(提出先:税務署)等の公的機関に提出する書類で確認します。
- 4 医療法人等とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人又は一般社団法人をいいます。
- 5 有限責任事業組合(LLP)、宗教法人及び学校法人は保証の対象にはなりません。
- 6 平成27年10月1日から特定事業を行う中小規模のNPO法人が、信用保証制度を活用した融資を利用できるようになりました。

営業経歴

現に事業を営んでいる中小企業者であればご利用いただけます(但し制度により営業経歴を定めているものもあります)。

営業住所

個人事業主の場合

奈良県内に住所又は事業所等がある場合は保証の対象となります。

法人の場合

奈良県内に本店または事業所を有する方が対象です。
本店の所在地や支店登記の有無にかかわらず、奈良県内において事業を行っている方を対象とし、法人の本店が単なる登記上の住所地のみで、事業の実態がない場合は保証の対象となりません。

業 種 ほとんどの業種が対象になりますが、一部ご利用いただけない業種があります。

非対象業種	具体的な業種事例
農 業	果樹栽培、きのこ製造（菌床栽培方式で工場の生産設備を有する場合は除く）、養鶏、養豚、養蜂、ブリーダー（犬の飼育業）など
林 業	育林、育林請負業等（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁 業	全業種
宗教・その他	宗教団体、政治・経済・文化団体 など
集金・取立業	公共料金に関する集金・取立業を除く

◆酪農（生乳生産）・養豚・養鶏・肉牛肥育・しいたけ栽培・きのこ類栽培・金魚養殖・淡水魚養殖業については、当協会では特別に保証対象としています。この場合は1企業者2,000万円を保証限度とし、担保の設定を原則とします。なお、取扱金融機関は、無保険保証取扱に係る「契約書」を締結している金融機関が対象となります。

◆令和2年5月15日より信用保証対象業種が拡大されています。

・風俗営業に係る飲食店等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)第3条第1項(風俗営業の許可)の適用を受けた飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除きます。)

※風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

※性風俗関連特殊営業については引き続き信用保証対象外となります。

・場外車券・馬券・舟券売場、競走場等

競輪・競馬等の競走場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等

・パチンコホール等

ぱちんこ屋(パチンコ、パチスロ)、パチンコホールに準ずるもの

※風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

・上記以外

興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る)、易断業、観相業、相場案内場(けい線屋)、芸き業(置屋及び検番を除く)、芸き周旋業

許認可 許認可等が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

資金使途 事業経営に必要な運転資金と設備資金を対象にしています。生活資金、住宅資金、投機資金などは対象となりません。

次に該当する場合は、信用保証を利用することができません。

- ・法令に違反し、または著しく公序良俗に反すると認められる場合
- ・税金、社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・信用保証協会(他協会を含む)の代位弁済に対する債務の履行が終わっていない場合(※)
- ・銀行取引停止中(第一回目の不渡発生後6か月以内を含む)の場合
- ・保証協会の保証付債権、または金融機関のプロパー債権について延滞等の債務不履行がある場合
- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理等の法的手続中のもの
- ・休眠会社
- ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する場合
- ・その他、信用保証協会が不適当と認めた場合

※再生支援案件として当協会が認めた場合については取扱いが可能です。

信用保証業務の概要

2. 信用保証料率について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、原則、融資実行時に全額を一括でお支払いいただきます。

但し、保証期限前に繰上償還により借入金を完済された場合など、当協会の規程により信用保証料の一部を返戻することがあります。

保証料率の決まり方

平成18年4月より、それまで原則として一律であった保証料率を、中小企業者の方の経営状況に応じて9段階の料率体系としております。

保証料率については、お客様の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の情報を「中小企業信用リスク情報データベース(略称:CRD)」により評価し、その他外部要件を加味したうえで総合的に決定いたします。

中小企業信用リスク情報データベース(CRD)とは

平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースで、全国51の信用保証協会をはじめ、金融機関など約180の機関が会員となっております。

CRDには、日本全国の300万社以上の中小企業の財務データが保有されております。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。

保証料率

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有基本保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外基本保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊保証とは、当座貸越・事業者カードローン・手形割引根保証のことです。

●保証料割引制度について

有担保割引

不動産担保の提供がある場合、一部の制度を除き0.1% (制度により0.02%) の割引を行います。

中小企業会計割引

会計参与設置会社に対しては、0.1%の割引を行います。

- 保証料弾力化の対象となる場合の基本的な保証料率です。
- 地方公共団体の制度保証、小口零細企業保証制度等については、保証料率が異なります。
- 平成19年10月より導入された責任共有制度により、表示方法を「保証金額の〇〇%」から「融資金額に対して〇〇%」へ変更しております。

3. 責任共有制度について

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業の皆さまに対する適切な支援を行うこと等を目的に、「責任共有制度」が平成19年10月より導入されています。

従来は、お客様の借入金額に対して信用保証協会が100%保証を行っていましたが、制度導入後は、一部の保証制度を除いて80%保証となります。

部分保証方式は、個別貸付金の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証ですが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。



原則すべての保証が責任共有の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

- 1) 経営安定関連保証(県セーフティネット保証)1号～4号・6号
- 2) 災害関連保証
- 3) 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証
- 4) 特別小口保険に係る保証
- 5) 事業再生保証
- 6) 小口零細企業保証
- 7) 求償権消滅保証
- 8) 中堅企業特別保証
- 9) 東日本大震災復興緊急保証
- 10) 経営力強化保証制度(県経営改善支援資金)※
- 11) 事業再生計画実施関連保証制度(県再生支援融資保証)※※
- 12) 危機関連保証(県大規模経済危機等対策資金)

※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「経営力強化保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りです。

※※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「事業再生実施関連保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りです。

信用保証業務の概要

4. 主な保証制度（令和2年8月1日現在）

	保証制度名	制度の内容
協会制度	一般保証	通常の保証制度
	夏季特別・年末特別	夏季・年末の資金が必要な方
	夏季特別保証一括・年末特別保証一括	
	創業等関連保証	新規開業、分社化で資金が必要な方
	創業関連保証	
	特定社債保証	社債（私募債）の発行により資金調達をお考えの方
	経営力強化保証	産業競争力強化法に規定する設定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	改善サポート（事業再生計画実施関連保証）	
	条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、自ら事業計画を策定して借換による金融の正常化を図る方
	フレッシュ15	保証債務残高や求債権残高がない方
	無担保パワフル	企業格付けをもとに、当協会の定めた審査基準に該当し、取扱金融機関において償還能力があると認められた法人
	デラックス100	経営に必要な資金を安定的に供給し、事業振興に寄与していきたい法人
	タイアップ50	協会と金融機関が協調し、資金繰りの安定と発展をサポートしていきたい法人
	アドバンス当座貸越	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい方
	集約ローン20	超長期の分割返済により、既往借入金の借換及び新たな事業資金を供給することで資金繰りの円滑化を図る方
	事業性評価保証（コラボ）	金融機関において事業性評価を実施している方
	短期継続保証・短期継続ワイド保証	継続した短期資金を供給することで資金繰りの安定化を図りたい方
	ロングラン20	堅実な経営を営み長期的展望を持つ方
	すたーとカード	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい創業者の方
	2020特別保証	経営の維持・発展のためのスピーディーな事業資金を必要とする方
事業承継特別保証	事業承継資金を必要とする方	
奈良県制度	経営強化資金	事業資金を必要とする方
	創業支援資金利用者	過去に県制度融資の「創業支援資金」を利用した方で、創業後5年未満の方
	小規模企業者支援資金	小規模事業者で事業資金を必要とする方
	地域産業振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする方
	チャレンジ応援資金	新たな事業の展開や設備導入等をお考えの方
	認定枠（奈良の木枠含）	
	小規模企業枠	
	創業支援資金（一般）	
	離職者等起業促進支援	
	認定特定創業支援	
	創業支援資金（分社化）	
	離職者等起業促進支援	
	認定特定創業支援	
	認定枠	
	南部・東部枠	
	飲食店認定枠	
	宿泊施設認定枠	
	女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金	
	地域未来投資促進資金	付加価値額の向上が期待できる事業の投資を実施する方
	新エネルギー等対策資金	再生可能エネルギーを活用する施設等や省エネルギーに資する設備等を導入する方
県改善サポート（再生支援融資保証）	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方	
経営環境変化・災害対策資金	経営の環境変化に対応するための事業資金を必要とする方	
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	売上低下、取引先の倒産等で経営の安定に支障が生じている方	
大規模経済危機等対策資金	大規模な経済危機や災害等の経済環境の変化に対応したい方	
新型コロナウイルス感染症対応資金	令和二年新型コロナウイルス感染症による影響に対応したい方	

※上記以外にも、各市町村の融資制度があります。

保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率(年率)	借入利率(年率)
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	運転:10年以内 設備:15年以内 運設:15年以内	0.45%~1.90% 手割:0.39%~1.62%	金融機関所定利率
1,500万円	運転	5年以内	0.35%~1.80%	
1,000万円	運転	1年以内	0.35%~1.80%	
1,500万円	運転・設備・運転設備	10年以内	1.00%	
2,000万円	運転・設備・運転設備	10年以内	1.00%	
5億6,000万円	運転・設備 運転設備	2年以上7年以内	0.45%~1.90% (2021年3月31日当協会受付分まで20%割引)	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	運転:5年(借換10年)以内 設備:7年以内 運設:7年以内	0.45%~1.75% (借換0.50%~2.00%)	
2億8,000万円	運転・設備・運転設備	15年以内	0.80%(借換1.00%)	
2億8,000万円	運転・運転設備	15年以内	0.45%~1.90%	
2,000万円	運転・設備・運転設備	7年以内	0.30%~1.75%	
2億8,000万円	運転	10年以内	0.45%~1.35%	
1,000万円~1億円	運転	3年以内	0.35%~1.05%	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.35%~1.25% (新規先0.25~1.15%)	
2億円	運転設備	2年以内	0.39%~0.68%	
2億8,000万円	運転	20年以内	0.45%~1.90%	
2億8,000万円	運転・設備・運転設備	15年以内	0.35%~1.80%	
2億8,000万円	運転	2年以内	0.35%~1.80%	
2億8,000万円	運転・設備・運転設備	20年以内	0.40%~1.71%	
300万円	運設資金	1年以内	0.29%~1.52%	
5,000万円	運転・設備・運転設備	10年以内	0.38%~1.61%	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.45%~1.90% (専門家から確認を受けた者0.20%~1.15%)	
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.45%~1.56% 0.45%~0.80%	所定枠:金融機関所定 固定枠:2.075%
2,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.23%~1.59%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.575
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.18%~1.29%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.575
2億8,000万円 (運転は8,000万円以下 かつ設備資金の1/3以下)	運転・設備 運転設備	運転:10年以内 設備:15年以内 運設:15年以内	0.00%~1.20%	金融機関所定利率
5,000万円 (運転は設備資金の1/3以下)			0.00%	0.00% 所定枠:金融機関所定 固定枠:1.775
2,000万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.80%	1.575%
1,500万円			0.00%	
			0.80%	
1,500万円	0.00%	0.00%		
2億8,000万円 (運転は8,000万円)	運転・設備 運転設備	運転:7年以内 設備:15年以内	0.00%	金融機関所定利率
2億8,000万円	設備	15年以内	0.00%~0.96%	金融機関所定利率
5,000万円	運転・設備・運転設備	15年以内	0.60%(借換0.80%)	1.975%
5,000万円	運転・設備・運転設備	7年以内	0.45%~1.56%	所定枠:金融機関所定 固定枠:5年以内 1.775% 5年超 1.975%
5,000万円	運転	7年以内	1~4・6号:0.70% 5・7・8号:0.63%	所定枠:金融機関所定 固定枠:5年以内 1.775% 5年超 1.975%
5,000万円	運転	10年以内	0.6%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.675
4,000万円	運転・設備・運転設備	10年以内	0.00%および0.425%	当初3年間0%、 4年目以降1.2%、その他1.9%

役員名簿

(敬称略)
令和2年7月1日現在

役名	氏名	備考
会長	松谷 幸和	常勤
専務理事	船戸 伸晃	常勤
常務理事	近藤 朗	常勤
常勤理事	中野 佳人	常勤
理事	北端 丈裕	非常勤 三菱UFJ銀行 奈良支店長
同	高田 知彦	同 奈良中央信用金庫 理事長
同	谷垣 孝彦	同 奈良県 産業・観光・雇用振興部長
同	田村 好美	同 奈良信用金庫 理事長
同	茶谷 健	同 りそな銀行執行役員 奈良地域担当
同	出口 武男	同 奈良県中小企業団体中央会 特別顧問
同	橋本 隆史	同 南都銀行 取締役頭取
同	浜崎 治	同 商工組合中央金庫 奈良支店長
同	東尾 稔	同 奈良県銀行協会 専務理事
同	榊井 博	同 奈良県商工会連合会 専務理事
同	松井 正剛	同 奈良県市長会 代表
同	峯川 郁朗	同 奈良県商工会議所連合会 常任幹事
同	森川 善隆	同 大和信用金庫 理事長
監事	米田 昌司	常勤
監事	川崎 祥記	非常勤 弁護士
監事	森田 洋平	非常勤 公認会計士

令和2年4月1日現在



■本 店



所在地 〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

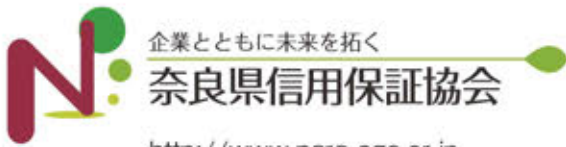
本 店		
総務企画部	TEL.0742-33-0551 TEL.0742-33-0548	FAX.0742-35-4501
経営支援部		
保証課	TEL.0742-33-0552	FAX.0742-33-0553
創業支援課		
経営支援課		
管理部		
管理課	TEL.0742-33-0554	FAX.0742-33-3883
代位弁済グループ	TEL.0742-33-0555	
検査室	TEL.0742-33-0512	

■高田支店



所在地 〒635-0015 大和高田市幸町2-33
(奈良県産業会館内)

高 田 支 店 TEL.0745-22-9551 FAX.0745-22-9558



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

<http://www.nara-cgc.or.jp>

奈良県信用保証協会 |

